

広島市告示（東区）第 6 4 号
令和 7 年 7 月 9 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。
その関係図面は、令和 7 年 7 月 9 日から同年 7 月 2 3 日まで、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

区 分	路線名等	所 在（起点及び終点）
里道	東 2 区 2 4 4 号里道	戸坂大上三丁目 1787 番地先から同所 1786 次 1 番地先まで